

山口県警察の通達等の有効期間に関する訓令

平成26年12月9日

本部訓令第33号

山口県警察の通達等の有効期間に関する訓令を次のように定める。

(趣旨)

第1条 この訓令は、山口県警察が保有する公文書の取扱いに関する訓令（平成13年山口県警察本部訓令第19号）第15条第8項の規定に基づき、通達及び示達（以下「通達等」という。）の有効期間について必要な事項を定めるものとする。

(有効期間)

第2条 通達等の有効期間は、次の各号に掲げる通達等の内容の区分に応じ、当該各号に掲げる期間の範囲内とし、当該通達等の内容に照らして必要な最小限度の期間としなければならない。

- (1) 法令、条例、規則等の解釈又は運用を示す通達等 10年以下
- (2) 業務運営に係る基本方針、要綱等を示す通達等 5年以下
- (3) 特定の事案等を契機とする当面の業務運営上の留意事項等を示す通達等 1年以下

(有効期間の起算)

第3条 通達等の有効期間は、整理区分が、暦年によるものは当該通達等を作成した日の属する年の翌年の1月1日から、会計年度によるものは当該通達等を作成した日の属する年度の翌年度の4月1日から、それぞれ起算する。ただし、通達等を作成した日から有効期間の満了する日までの期間が1年未満の有効期間は、当該通達等を作成した日から起算する。

附 則

この訓令は、平成27年1月1日から施行する。